

「せたがやそだち」使用店登録制度実施要領

令和元年 7 月 22 日

31 世都農第 172 号

(目的)

第 1 条

世田谷産農産物「せたがやそだち」(以下、「せたがやそだち」という。)を利用する飲食店や菓子・惣菜等販売店などの登録制度を構築することを通じて、この制度を活用した店舗のPRを積極的に行うことで、区民にせたがやそだちの魅力を伝え、農家の販路拡大及び店舗の消費拡大と地産地消の推進を図ることを目的とする。

(内容)

第 2 条

せたがやそだちを積極的に使用している都内飲食店等を登録対象店として世田谷区が登録し、その情報を世田谷区ホームページ等で積極的に公開することなどにより、地産地消の取組拡大や消費者へせたがやそだちのPR及び理解促進を図り、消費の拡大につなげる。

(定義)

第 3 条

せたがやそだちとは、世田谷区内で生産されている農産物とする。

2 登録対象店とは、東京都内において営業している飲食店や菓子・惣菜販売店等とする。

(申請条件)

第 4 条

以下の全ての条件を満たすものとする。

- (1) 食品衛生法等、関係法令を遵守していること。
- (2) せたがやそだちをおおむね年間を通じて使用していること。また、その情報を店内、メニュー等に表示するなどして、積極的に来店者に提供していること。
- (3) 世田谷区内の農家より直接仕入れを行っていること。もしくはこれに準ずると区長が認める場合。
- (4) 来店者にせたがやそだちの生産地、流通方法等の情報を提供するなど、地産地消の推進につながる取組を行っていること。
- (5) 今後もさらにせたがやそだちを積極的に使用する意欲があること。
- (6) 申請書記載内容の公開(世田谷区ホームページ等への掲載、マスコミ等への紹介等)を承諾し、区が実施する食育・地産地消推進のための施策に協力すること。

(申請方法)

第5条

登録を希望する場合は、「せたがやそだち使用店登録申請書」(別紙第1号様式)に必要な事項を記入し、区長に提出する。

(申請期間)

第6条

申請は、別途期間を定めるものとする。

(登録)

第7条

区長は、受理した申請書の内容を確認し、登録条件を満たす申請者をせたがやそだち使用店(以下、「使用店」という。)として登録する。

2 区長は、登録を決定したときは、「せたがやそだち使用店登録決定通知書」(別紙第2号様式)により、速やかに当該申請をした使用店に通知しなければならない。

(登録証の交付)

第8条

区長は、使用店に対し登録証及び「せたがやそだち」ロゴマーク(以下「ロゴマーク」という。)入り表示看板等を交付する。また、使用店の希望に応じてロゴマークデータを提供する。ロゴマーク使用にあたっては、別に定めるロゴマーク使用基準に基づくものとする。

(登録店状況確認)

第9条

区長は、せたがやそだち使用状況を確認すること等を目的として、現地確認及び領収書等の書類の提出を求めることができる。

(使用店の責務)

第10条

使用店は次の責務を有する。

- (1) せたがやそだちを使用店において、料理等に使用し、来店者に積極的に提供すること。なお、せたがやそだちを使用した料理を提供できない期間がある場合は、その旨を店頭、メニュー、ホームページ等で明示するなど、来店者に対して情報提供すること。
- (2) 交付された登録証、表示看板等を店頭又は店内の見やすいところに掲示し、自ら使

用店であることをPRすること。また、インターネットや SNS、情報誌等で店に関する情報を発信する際は、可能な限り使用店であることを明記すること。

(3) メニュー等にロゴマーク等を活用し、使用店であることを積極的に記載すること。

(4) 使用するせたがやそだちについて、メニュー又は見やすい場所に掲示し、来店者に農産物やその関連情報を説明できるようにすること。

(申請内容の変更)

第11条

使用店は、以下の申請内容に変更が生じた場合は、速やかに「せたがやそだち使用店変更申請書」(別紙第1号様式)に必要な事項を記入し、区長に提出すること。

(1) 店舗名称の変更

(2) 店舗所在地及び電話番号の変更

(3) 使用農産物の変更

(登録期間)

第12条

登録期間は、登録年度の翌年度3月末までとし、以後1年毎に更新する。

(実績報告)

第13条

使用店の登録期間が満了した時は、「せたがやそだち使用店実績報告及び更新申請書」(別紙第3号様式)を区長に提出すること。

(登録の更新)

第14条

区長は、使用店の登録期間が満了した時は、使用店の登録継続の意思と登録条件に反していないことを「せたがやそだち使用店実績報告及び更新申請書」(別紙第3号様式)にて確認のうえ、登録を更新する。

2 区長は、登録の更新を決定したときは、「せたがやそだち使用店登録決定通知書」(別紙第2号様式)により、速やかに当該申請をした使用店に通知しなければならない。

(登録の辞退)

第15条

前記第4条の登録条件に合致しなくなった場合や登録の継続更新を希望しない場合は、使用店は「せたがやそだち使用店登録辞退届書」(別紙第4号様式)を区長に提出すること。

2 区長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、登録店の中止を承認した時

は、「せたがやそだち使用店登録取消通知書」(別紙第5号様式)により、速やかに当該申請をした使用店に通知しなければならない。

(登録の取消)

第16条

区長は、使用店が次の各号のいずれかに該当した場合は、当該店の登録を取り消すものとする。

- (1) 申請書の記載内容に虚偽があった場合
- (2) 使用店に法令違反があった場合
- (3) 登録条件及び使用店の責務の要件に合致していないと認められる場合
- (4) 登録証を当該事業以外の用途に使用した場合

2 区長は、前項の規定により取消をしたときは、「せたがやそだち使用店登録取消通知書」(別紙第5号様式)により、使用店に速やかに通知しなければならない。

(取消の公表)

第17条

前記第16条の登録の取消のうち、申請書の記載内容について、故意または重大な過失による虚偽があった場合については、登録を取り消したうえで、事業者名及びその理由を公表する場合がある。

(登録証及び表示看板の返還)

第18条

前記第15条の登録の辞退または第16条の登録の取消しがあった場合は、使用店は速やかに登録証及びロゴマーク入り表示看板等を返還する。

附 則

この要領は、令和元年7月22日から施行する。

附 則 (令和3年3月16日 2世都農第373号)

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

この要領は、令和5年8月1日から施行する。